

信用取引規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(委託保証金)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 委託保証金の率は 33% (約定価額に対する割合をいいます。以下同じです。) とします。但し、金融商品取引所、証券金融会社等又は当社が委託保証金率の規制又は変更を行った銘柄で、委託保証金の率が 33% を超えて定められている場合については、この限りではありません。</p> <p>3. (略)</p> <p>附則 この規定は、<u>2022 年 4 月 1 日</u>より適用されます。</p>	<p>(本サービスの申込み)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 委託保証金の率は 33% (約定価額に対する割合をいいます。以下同じです。) とします。但し、<u>レバレッジ型 ETF 等の一部の銘柄の場合</u>や金融商品取引所、証券金融会社等又は当社が委託保証金率の規制又は変更を行った銘柄で、委託保証金の率が 33% を超えて定められている場合については、この限りではありません。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>附則 この規定は、<u>2023 年 1 月 10 日</u>より適用されます。</p>

以上